

GS1 Japan 技術講座受講規約

2025 年 4 月 1 日 25 規約第 1 号 制定

本受講規約（以下、本規約）は、GS1 Japan が WEB サイト、チラシその他（以下、WEB 等）で募集する技術講座の受講希望者が技術講座を受講するために制定されます。

第 1 条（本受講の申込）

1. 受講希望者は、WEB 等に掲載する手順により、氏名・所属・電子メールアドレス・電話番号その他の手順に掲載された事項（以下、登録情報）を申込フォームに記入して受講申し込みを行います。

第 2 条（申込の受付）

1. GS1 Japan は受講希望者から申込フォームを受けて、受講を許諾する場合は、受講希望者に対して技術講座の申し込みの受付と、受講料金額・支払方法・支払期日を電子メール（書面、申込時に利用されたシステム等を含む）により通知します。
2. 受講希望者は前項の受講料金の入金で GS1 Japan により確認されたときに、受講料金を支払った技術講座を受講することができます。
3. 領収書は取扱金融機関等の振込受領書をもって代えます。

第 3 条（受講申込の取消）

1. 受講希望者は、受講料の支払い前であれば、GS1 Japan の定める方法により、受講申込を取り消すことができます。
2. 受講料の支払い後は、受講申込を取り消すことはできません。また、受講料の返金を求めることはできません。
3. GS1 Japan は受講希望者の受講が不適切と判断したときは、受講の申し込み・受付を拒否することがあります。

第 4 条（登録情報の使用）

1. GS1 Japan の WEB 等に掲載される個人情報保護方針に従い、登録情報及び受講者の技術講座受講過程で GS1 Japan が知り得た情報（以下、受講者情報）は、講座の実施・運営（受講者名簿の作成、アンケートの集計及び分析）並びに GS1 Japan からの情報提供の目的の範囲内に限った利用を行い、法令に定める場合を除き、その他の目的には利用しません。

第5条（受講者資格の取消）

1. 受講者が以下の項目に該当する場合、GS1 Japan は事前に通知することなく、取り消すことができます。
 - ① 受講申込時の登録情報の内容に虚偽があった場合
 - ② 本規約に違反した場合
 - ③ その他、受講者として不適切と GS1 Japan が判断した場合

第6条（講座の中止・中断）

1. GS1 Japan は、技術講座の運営上やむを得ない場合には、技術講座の運営を中止・中断することがあります。
2. 前項の場合には、GS1 Japan は技術講座の中止または中断後その講座の受講料を返金します。ただし、GS1 Japan の責任は支払済の受講料の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。

第7条（講義内容に対する権利）

1. 受講者は、技術講座で受領したテキスト等および講義内容（以下、本著作物等）を複写・撮影・録画・録音などの方法により複製することはできません。
2. 本著作物等を第三者に頒布・販売・譲渡・貸与・修正・使用許諾等を行うことはできません。

第8条（著作物等）

1. 本著作物等に関する著作権及びその他知的財産権は GS1 Japan に帰属し、受講者は GS1 Japan の事前承諾を得ずに、これらを侵害する次の各号に定める行為を行うことを禁じます。
 - ① 本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもって WEB 等に掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
 - ② 本著作物等の内容を、自己又は第三者の著作物に掲載する行為
 - ③ 本著作物等を複製・改変等して第三者に配布する行為
 - ④ その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

第9条（秘密保持）

1. 受講者は、技術講座を受講するにあたり、GS1 Japan によって開示された GS1 Japan 固有の技術上その他事業の情報並びに他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱い、これらの情報を使用し、又は第三者に開示することを禁じます。

第10条（損害賠償）

1. 受講者が、技術講座に関連して GS1 Japan に対して損害を与えた場合、受講者は、一切の損害を賠償しなければなりません。
2. 技術講座に起因または関連して、受講者と他の受講者、その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は自己の費用と責任においてその紛争を解決し、GS1 Japan に生じた一切の損害を賠償しなければなりません。

第11条（反社会的勢力の排除）

1. 受講者・GS1 Japan は、講座の実施・受講期間中、自らおよびその株主、役員その他事業者を実質的に支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、不法収益・犯罪収益等関連犯罪行為者、総会屋その他の反社会的勢力ではないこと、また過去においても反社会的勢力ではなかったことを相互に表明し保証しなければなりません。

第12条（準拠法及び合意管轄裁判所）

1. 本規約の解釈については、日本国法を準拠法とします。
2. 本規約に関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。